

年金者組合県本部の

これで安心 生活支援制度

介護と退院時に補助します



年金者組合とNPOシエン・システムズが協同 でつくった新しい生活支援サービス

ご利用できる方

年金者組合の組合員およびその三親等まで（同別居を問わず）。介護保険制度で要支援・要介護の認定を受け、ケアプランで「在宅福祉用具の利用が必要」とされた方。



1 介護レンタル補助

介護保険で福祉用具をレンタルした時、自己負担額の一部を補助します

自己負担が2割、3割の方も助成は1割となります

下記の福祉用具をレンタルした場合

ベッド
月額 16,000 円

車イス
月額 6,000 円



利用者負担は
合計 22,000 円の 10% 2,200 円 / 月

1,000 円未満
は切り捨て

補助金
2,000
円 / 月

2 さらに退院時の交通費補助

一年に1回に限り何度でも、
退院の交通費を 2,000 円補助します



商品券2枚 2,000 円が届く

3 車いす無料貸し出し

緊急の必要な時、車いす
を無料で貸し出します



まずはご相談ください

相談窓口 0800-222-3618

① 申請書の発行・発送

必要事項を記入し NPO シエン・システムズへ提出

② NPOからの電話確認

申請書が NPO に届くと、電話があります。手続き方法、制度の説明、事業者の紹介があります。

③ ケアマネージャーへの連絡

ケアマネージャーへご連絡いただき、福祉用具の利用について、利用者とケアマネージャーで打ち合わせをし、「希望する用具」を決定します。このとき、②で NPO から指示された事業者を利用したいとケアマネージャーに申し出てください。

④ 事業者からの連絡

福祉用具で利用者（又は代理人）の元へ、NPO シエン・システムズが委託している福祉用具事業者から電話が入ります。

⑤ 福祉用具の納品

④で取り決めた日時に事業者から福祉用具が届きます。事業者は福祉用具貸与利用に関する説明を利用者に行い、介護保険上の所定の契約を交わします。

⑥ 給付時期

3月、6月、9月、12月末に、直前3か月分が給付されます。ただし、初回月分は給付がありません。

お問合せ：NPO シエン・システムズ
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-14-3
永福屋ビル 3 階 0800-222-3618